

## 部活動指導に関する取組の方向性について(たたき台)

～「学校現場における業務の適正化に向けて」(文部科学省:平成28年6月13日)を踏まえた県教委・市町村教委の取組(例)～

2. 教員の部活動における負担を大胆に軽減する		県教委の取組(例)	市町村教委の取組(例)
(1) 休養日の明確な設定等を通じ、部活動の運営の適正化を推進する			
国	○学習指導要領における部活動の位置付けの周知・徹底	—	—
	○毎年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を活用し、各中学校の休養日の設定状況を把握、改善を徹底	—	—
	○国による、教員、生徒、保護者等を対象とした部活動に関する総合的な実態調査の実施	—	—
	○スポーツ医学の観点を取り入れた、生徒の発達段階や学校生活への影響を考慮した練習時間や休養日の設定に関する調査研究の実施	—	—
	○上記の実態調査及び調査研究を踏まえた、休養日の設定等を含んだ「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(仮称)の策定	—	—
	○教員、生徒、保護者、関係団体等が参画する、地域の実態に応じた部活動の在り方を考えるためのシンポジウムの開催	—	—
	○生徒の学力と運動部活動における活動時間との相関関係の分析	—	—
	○日本中学校体育連盟に対する大会運営等の見直しの要請	—	—
教育委員会	○各学校における適切な休養日の明確な設定に対する支援を行う。	○国の策定するガイドラインを踏まえた休養日の設定と、設定後のルールへの順守に向けた学校訪問における指導など、フォローアップの推進	○県のガイドライン等を踏まえた、練習時間や休養日の設定基準の明確化、域内全学校に対する練習時間や休養日の周知徹底、フォローアップの推進
	○生徒の健全な成長の確保や、教員の負担軽減の視点も盛り込んだ部活動の在り方の指導ガイドラインの策定(練習時間や休養日の設定基準の明確化、域内全学校に対する練習時間や休養日の周知徹底、フォローアップ)を推進する	○国のガイドラインを踏まえた県立学校における「部活動の指導ガイドライン」の策定	
	○各都道府県、市町村の中学校体育連盟等との大会運営等の見直しに向けた協議を実施する	○高等学校体育連盟、中学校体育連盟等との大会運営等の見直しに向けた協議の実施	○中学校体育連盟等との大会運営等の見直しに向けた協議の実施
学校	○適切な休養日の明確な設定、複数顧問の配置など、教員の負担軽減に向けた取組を実施する。	—	—
(2) 部活動指導員の配置など部活動を支える環境整備を推進する			
国	○部活動指導員(仮称)の配置促進の充実	—	—
	○「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、学校教育法施行規則を改正し、部活動指導員(仮称)を法令上明確化(平成28年度中に法令を改正予定)	—	—
	○「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(仮称)に部活動指導員(仮称)の活用に際しての留意事項(学校教育活動の一環としての部活動の意義や校長の監督下にあることを理解させる研修の実施や運動部活動中に発生した事故への対応等)を明確化	—	—
	○専門的な知識・技能をもった地域の指導者を発掘し学校とつなぐ「地域コーディネーター」の配置促進	○国の動向を踏まえた「地域コーディネーター」の配置の促進	○国の動向を踏まえた「地域コーディネーター」の配置の検討
教育委員会	○部活動について、地域人材の協力や各種団体との連携が円滑に図られるよう、部活動を支援する人材配置の促進を図る。また、その任用に際して、指導技術に加え、学校教育の一環としての位置付け、生徒の発達段階に応じた科学的な指導等について理解させるなど必要な研修の充実を図り、受講の促進を図る。	○部活動の支援者に対する「部活動指導のガイドライン」の配布 ○国の動向を踏まえた部活動指導員(仮称)の配置の充実	○部活動の支援者に対する市町村の考え方をまとめた資料の作成の検討 ○国の動向を踏まえた部活動指導員(仮称)の配置の充実
学校	○部活動について、地域人材の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などによる指導体制の整備・充実を図る。この際、当該指導者に対し、学校全体や各部の活動の目標や方針等について適切な研修等を実施するなどの工夫を行う	○支援者に対する、「部活動指導のガイドライン」などを用いた、部活動の目的や方針等の周知徹底	○支援者に対する、部活動の目的や方針等の周知徹底